

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱（令和6年鹿屋市告示第172号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「上限頭数は、別表の左欄に掲げる前年度の2月1日時点における飼養頭数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる頭数」を「頭数は、1経営体当たり20頭を上限」に改める。

第5条の見出しを「（補助金の額）」に改め、同条中「8万円」を「5万円」に改める。

別表を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第6条関係）

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

住所（所在地）
氏名（代表者名）

鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市肥育素牛導入支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 対象牛等

No.	個 体 識 別 番 号	性別	せり価格	導入月における 平均価格の1/2の額	導入月	市場名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。